

危険物輸送車両等の立入検査を実施しました

危険物の移送又は車両による運搬中における災害については、一度発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動のまひ等社会生活に多大な影響を及ぼすことから、当消防本部においては、次のとおり、危険物輸送車両等の立入検査を実施しました。

1 実施日及び場所

- (1) 令和元年11月12日（火）
甲府地区管内の事業所等
（危険物の積卸し場所及び常置場所）
- (2) 令和元年11月20日（水）
主要地方道甲府韮崎線上り愛宕トンネル東側
（甲府警察署合同）
- (3) 令和元年11月21日（木）
中央自動車道甲府昭和インターチェンジ駐車場
（南甲府警察署合同）



2 立入検査の対象

移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両（合計44台）

3 立入検査の重点項目

- (1) 移動タンク貯蔵所に関する事項
 - ア 位置、構造又は設備の変更に係る変更許可申請の周知徹底（常置場所、注入ノズル及びホース設備等の無許可変更等）
 - イ 定期点検（特に5年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施及び点検記録等の備え付けの徹底
 - ウ 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底（断線の有無の確認等）
 - エ 危険物取扱者の保安講習受講、乗車及び免状携行の徹底
- (2) 危険物運搬車両に関する事項
 - ア 運搬する危険物に適應する消火設備の設置の徹底
 - イ 転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法の徹底
- (3) 危険物運搬車両におけるイエローカードの携行
必要なイエローカードの携行の徹底

